

令和6年度第2回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日時

令和7年3月14日（金）10時00分から12時00分

2 場所

ビジョンセンター東京虎ノ門 4階 401A+B 会議室（WEB会議併用）

3 出席者

(1) 委員

関澤委員長、大宮委員、河村委員、高委員、小林（恭）委員、佐野委員、平田委員、森山委員、吉田委員、小林（由）委員、流委員、中島委員、中原委員、山本委員、市橋委員、田村委員、福永委員、山尾委員

(2) オブザーバー

消防庁消防大学校消防研究センター

(3) 事務局

消防庁 渡辺予防課長、明田設備専門官、田中課長補佐、奥田違反処理対策官、辻係長、西田係長、佐々木技官、金子事務官、亀田事務官、馬場事務官、前田事務官

4 配布資料

資料1-1 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討

資料1-2 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討報告書（案）

資料2 通報手段の多様化を踏まえた火災通報装置の設置基準に関する検討

資料3-1 大規模倉庫における防火安全対策に関する検討

資料3-2 大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドライン（案）

資料4-1 省人化された宿泊施設における防火安全対策

資料4-2 関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン（案）

資料5 予防行政におけるデジタル化の取組状況について

参考資料1 予防行政のあり方に関する検討会開催要綱

参考資料2 令和6年度第2回予防行政のあり方に関する検討会委員名簿

参考資料3 令和6年度 予防行政のあり方に関する検討会に係る部会について

5 議事

(1) 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討

（PFASを含有しない泡消火薬剤を用いた駐車場泡消火設備）

(2) 通信手段の多様化を踏まえた火災通報装置の設置基準に関する検討

- (3) 大規模倉庫における防火安全対策に関する検討
- (4) 省人化された宿泊施設における防火安全対策に関する検討
- (5) 予防分野のデジタル化の取組状況について（点検、申請、講習、免状）

6 主な意見交換（○:委員、●:事務局）

(1) 環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討

- ルートAの基準に従って設置されている既存の泡消火設備についても、ルートBの特定駐車場用泡消火設備と同じ2㎡オイルパンを用いた消火試験に適合できれば、放射量を減じることを認めていくということか。
- お見込みのとおり。
- 使用する泡消火薬剤の種別は問わないとのことであるが、水でも同じ消火試験に適合すれば水系の消火設備も認めるということか。
- 今回は泡消火設備を使用した場合の検討結果であるため、水系の消火設備を用いた場合も同じ消火試験でよいかな等については、今後検討していきたい。

(2) 通信手段の多様化を踏まえた火災通報装置の設置基準に関する検討

- 防火対象物の場所や位置などにより携帯電話の電波が入らないなど通報の信頼性の確保についても検討いただきたい。また、音声通信は関係法令により一定の品質が保証されているが、データ通信ではそういった保証がないため、そういった部分についても併せて検討いただきたい。
- 御指摘を踏まえ引き続き検討していきたい。
- Net119などの利用実績がわかればお示しいただきたい。
- Net119の利用状況については、約9割の消防本部で運用されており、年間で800件程度の利用実績がある。
- 固定電話と携帯電話による火災通報の件数の割合が逆転しているところであるが、通報件数自体も大きく減少しているのはそれだけ火災件数が減っているということか。
- そのように認識している。

(3) 大規模倉庫における防火安全対策に関する検討

- マテハン機器を避けた避難動線を考えると非常に避難動線が長くなるなど非現実的な場合が考えられるがどのように考えているのか。また、避難経路とマテハン機器の経路が交差する場合に、はしごでマテハン機器を乗り越えるなどどのように回避するかが重要になってくると考えられるがいかかがか。
- 避難経路を床面にラインテープで示し注意喚起を図ることやそれをあらかじめ従業員に教育しておくなどの対策を考えている。
- 天井が高いことや区画形成など空間構造上、感知器種別の検討など火災感知までの時間や確実な火災感知も重要となると思われるがいかかがか。
- 区画形成班を新たに構成し、当該班が責任をもって区画形成を行うこととしてお

り、感知器連動だけでなく手動により区画形成を行うなどの対策を考えている。

- 避難経路図などの適切な指示や表示方法、2方向避難の設定などより分かりやすく示す方法が重要と考えられるが2方向避難を設定するのは誰か。また、避難経路の理解を深める方法として避難訓練などが考えられるがいかにか。
- 2方向避難については、事業者ごとに設定してもらおう。2方向避難の設定や避難経路の掲示についてはガイドラインに盛り込みたい。また、避難訓練等を通じて従業員へ教育を行うことが重要であると考えており、ガイドライン（案）にその旨を盛り込んでいる。
- 避難訓練において、各防火対象物に応じた避難目標時間を設定し、訓練を行うことが効果的であると考えられる。その指標の一つとして、建築基準法上の避難安全検証法に基づく限界時間を用いることとしてはどうか
- 事例として、避難安全検証法に基づく限界時間が長いものがあり、実際の避難完了時間と比較することが効果的でない場合も考えられたため、各防火対象物に応じた適切な時間を防火管理者等が設定し避難訓練を行うようガイドラインに盛り込みたい。

(4) 省人化された宿泊施設における防火安全対策に関する検討

- ガイドラインに示す「教育・訓練」は、消防法上の実施義務がある年2回以上の訓練との関係はどのようなものか。
- 消防法上の実施義務がある年2回以上の訓練の機会にガイドラインに示す「教育・訓練」を実施していただきたい。
- 本ガイドラインについて、営業時間中に関係者が不在となる時間があるという前提となっているが、防火管理責任などの面からそもそも法律上問題ないのか。
- 消防法上、防火管理上の常駐義務について明確に規定されたものはないため、直ちに違法とまでは言えないところである。また、今回議論している宿泊施設に限らず様々な業態で関係者不在となる施設があるが、宿泊施設以外のものについては、来年度以降も引き続き検討していくこととしており、その中で防火管理上の責務などの関係も議論していく予定である。
- 防火対象物の用途にかかわらず、関係者が不在であるか否かではなく、火災時に建物ごとに必要な措置がとれる体制が確保されているか否かに着目して議論してほしい。
- 御指摘を踏まえ、引き続き検討していきたい。
- 過去の火災事件の判例を整理したことがあるが、刑法における業務上の過失が認められるか否かがポイントであり、その場合、予見可能性や結果回避義務の有無の観点から、法令の規定だけでなく消防庁での議論や消防本部からの指導なども重要な判断材料となるとされているため、今後とも議論を行っていただきたい。
- 御指摘も踏まえ、関係者が不在となる防火対象物についての法的な整理については、来年度以降、引き続き検討していきたい。

- 宿泊施設のチェックインやチェックアウトなどの手続きは、受付用の機器で外国語が選択できる等に対応可能と思うが、火災発生時の対応については、利用者として理解することが困難ではないかと思う。特に小規模な民泊施設などでどのように対応するか検討が必要であると考えるがいかがか。
- 本ガイドラインの最後に、外国人来訪者や障害者等の利用が想定される施設については「外国人来訪者や障害者が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」（平成 30 年 3 月 29 日策定）を積極的に取り入れるよう示しているところである。
- 関係者が不在となる施設であっても、建物関係者は防火管理の責務を負うものであるため、関係者が主体的に管理に取り組むということをガイドラインに盛り込んだ方が良いのではないか。
- 御指摘を踏まえ、ガイドラインの記載について検討したい。
- ガイドラインを断定ではなく推奨する形で記載している理由は何か。
- 2 点あり、1 点はあくまでガイドラインであり法的義務のあるものでないこと。もう 1 点は、推奨するような言い方にすることで関係者に主体的に取り組んでもいいという理由である。防火管理の責務については明記することとしたい。

(5) 予防分野のデジタル化の取組状況について

- 消防設備士と危険物取扱者の免状のデジタル化は、免状そのものも携帯電話に取り込む等のデジタル化が行われるのか。
- 免状全てをデジタル化する場合と、免状を紙で残しつつ資格を有していることだけをデジタルで証明する場合のいずれも可能であるが、どのような形でデジタル化するには他の事例も参考にしつつ引き続き検討していきたい。

(6) その他

- 議事(1)～(4)を通して全体的な部分であるが、専門家が検討を通じて議論することも大切だが、それを利用する側の主体性もより重要となってくると考えられるので、防火教育も時代に応じてより知識を幅広く広めていくことが必要ではないか。
- 御指摘のとおり幅広い理解が得られるよう、効果的な広報や教育について検討していきたい。

以上